

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

徳島信用金庫（理事長 小濱 一夫）は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組として、2025年5月1日（木）より、以下の対応を実施しますのでお知らせいたします。

政府は、2026年度末までに約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しており、金融界においても「2026年度末までに全国交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しております。

こうした背景を踏まえ、当庫は当座預金口座の新規口座開設を停止するとともに、既に手形・小切手をご利用のお客様に対し、電子記録債権（でんさい）やインターネットバンキング等の電子決済サービスへの移行をサポートすることにより、お客様のデジタル化、業務効率化を支援してまいります。

記

1. 当座預金口座の新規開設の停止

2025年5月1日（木）より、当座預金口座の新規開設を停止します。
既に当座預金口座をお持ちのお客様につきましては、引き続きご利用頂けます。

2. 2027年4月以降を振出・期日とする手形・小切手の取立受付の停止

2025年5月1日（木）より、すべてのお客様を対象に2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手を含む。）について、代金取立の受付を停止します。

2025年5月以降に2027年4月以降を期日とする手形等を受け入れた場合は、支払い呈示期間中にお取引店にお持込みいただくようお願い申し上げます。

以上